

令和8年1月29日

島根県商工労働部中小企業課（中間、岡崎）

TEL:0852-22-5288 FAX:0852-22-5781

令和8年島根県東部を震源とする地震で被害を受けた事業者への事業継続に関する支援制度（被災地における事業継続緊急支援事業）の創設について

令和8年1月6日からの地震により被害を受けた事業者に対し、復旧、事業継続等に向けた取組に要する経費を補助する制度を創設し、被災地域での事業継続を支援します。

1. 制度概要

制度名	被災地における事業継続緊急支援事業
補助事業者	市町村
間接補助事業者	令和8年1月6日からの地震により被害を受けた中小企業者、組合 ※地域に必要であり、市町村が支援の実施を判断した被災事業者全 業種を対象とする
補助の要件	市町村発行の被災、罹災証明書等の交付を受けていること ※交付決定前に着手しても、証拠書類等あれば対象とする
対象経費	被害のあった施設・設備の改修・修繕、使用不能となった備品の購 入費等 ※保険対応額を除く自己負担分
補助率	県1/3、市町村1/3（※市町村負担額と同額） →事業者へは2/3補助
補助上限額	1事業者あたりの補助上限額は 県1,000千円、市町村1,000千円 （※市町村負担額と同額） →事業者へは2,000千円
補助方法	市町村を通じた間接補助事業とする
事業期間	令和8年1月6日～令和8年12月31日

2. 申請先

各市町村商工担当課